船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業 令和5年3月31日現在 決定者 国土交通大臣 北陸信越運輸局長 諮 年 月 令和4年8月9日 B 令和4年7月20日 答 年 月 令和4年11月25日 令和5年1月24日 日 示 年 月 令和5年3月28日 決 定公 日 令和5年1月20日 令和5年4月27日 効 生 年 令和5年2月19日 力発 В 地 北陸信越運輸局管内 る ①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 適用する船 員 沿海100トン以上の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員 職員A 251,750 253,650 最低賃金額 237,200 職員B 235,300

194,900

185,600

部員B 183,850 (注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

193,150

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

部員A

海上旅客運送業

(月額、円)

区分	決 7	定者	国 土 交 通 大 臣	北陸信越運輸局長
諮 問 年	月 ほ	Image: Control of the	令和4年7月20日	令和4年8月9日
答 申 年	月 日	日	令和4年11月25日	令和5年1月24日
決 定 公 示	年 月 日	日	令和5年1月20日	令和5年3月28日
効 力 発 生	年 月 日	日	令和5年2月19日	令和5年4月27日
適用する	5 地 均	或	全国	北陸信越運輸局管内
適用する	5 船 貨	員	①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)	①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水 区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる 区域に限定されている旅客船に限る。)
最低賃金額 (月額、円)	職	員	248,350(194,250)	247,050
	部	員	186,900	181,550

(注)()内は事務部職員

海業(かつお・まぐる海業及び大型いか釣り海業)

_ 黒耒(かつん・よくろ黒耒及ひ入型いか到り黒耒)					
区分	決定者 	国 土 交	通 大 臣		
漁種		か つ お・まぐろ 漁 業	大 型 い か 釣 り 漁 業		
諮問年月	日	平成27年10月20日	平成26年7月2日		
答 申 年 月	日	令和4年10月28日	平成26年10月9日		
決定公示年月	日	令和4年12月26日	平成26年11月20日		
効 力 発 生 年 月	日	令和5年1月25日	平成26年12月20日		
適用する地	域	全	国		
適用する船	員	総トン数10トン以上の動力漁船により、浮きはえ 縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、か じき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員		
最低賃金額 一人生	步船員	199,300	203,300		

_漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)						
決定者 区 分	北 陸 信 越 運 輸 局 長					
漁種	沖 合 底 びき 網 漁 業	大中型まき網漁業				
諮問年月日	令和4年8月9日	令和4年8月9日				
答 申 年 月 日	令和5年1月24日	令和5年1月24日				
決定公示年月日	令和5年3月28日	令和5年3月28日				
効 力 発 生 年 月 日	令和5年4月27日	令和5年4月27日				
適用する地域	北陸信越運輸局管内					
適用する船員	沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員				
最低賃金額 一人歩船員	206,600	206,600				

※ 北陸信越運輸局 海事部